



社会福祉法人さくら協働福祉会 ていね・さくら館 と 札幌市による さっぽろ食の安全・安心推進協定

協 定 書

(第 140107号)

ていね・さくら館 と 札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

ていね・さくら館 は、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組について、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

◆ 基 本 項 目 ◆

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1 施設等の衛生管理 | 2 商品の品質管理 |
| 3 従業者等の衛生管理 | 4 問題発生時の危機管理 |
| 5 1~4以外の食の安全・安心に関する事項 | |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

平成27年3月2日

社会福祉法人さくら協働福祉会
理事長

札幌市
市長

千葉 光三

上田 文雄

わが社のマイルール

基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- 月1回、各部門の担当者が、他部門の衛生状態をチェックしています。
- 冷蔵庫や冷凍庫の温度は、一日2回チェックし、その結果を記録しています。
- 原材料の仕入時は、品質・鮮度・期限表示等の確認を行っています。
- 従事者は、工場等に入る時、マスクを着用するとともに、異物混入防止のために帽子の下にネットをかぶった上でローラーかけをしています。
- すべての食品製造部門の従事者は、毎月検便をしています。
- アレルギー物質は、義務品目だけでなく推奨品目も表示しています。